

2025年3月17日

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 丹羽俊介 様

カナリア・ネットワーク全国

共同代表 青山和子

共同代表 深谷桂子

品川駅待合室における香りの空間演出に関する意見書

私共は、日用品に含まれる香料や消臭成分等の化学物質による健康被害（香害）を受けている当事者を中心にして、2021年に発足した団体、カナリア・ネットワーク全国と申します。（2025年3月現在、会員数約900人。）被害実態を世に広め、被害者と支援者のネットワークを作り、被害者が置かれている様々な人権侵害の現状について解決を求めて行くことを目的としております。

さて、この2月25日～3月19日の期間、東海道新幹線品川駅の待合室において、アットアロマ株式会社と連携してJR東海オリジナルアロマによる空間演出を行っていることを聞き及びました。

こうした公的な場所での香りの空間演出については大きな問題点があります。2024年9月に、関西国際空港ラウンジで計画された香り演出の実証実験が延期されたほか（*1）、過去にも、電車改札口、駅構内、夜行バス車内など、公共交通機関内や附属施設内での香り演出が計画されましたが、利用者等からの意見によって中止に至っています。

貴社におかれましても、香りの問題とその影響については様々な背景があることをご承知おきいただきたく、意見書を提出する次第です。

香りは人を癒す良いものであると思われていますが、それはパーソナルな空間における嗜好品としてが前提です。嗅覚の個人差や体質・障害への影響を無視し、公的な空間で意図的に使用することには問題があります。自然物、人工物を問わず、香りは空気中にある化学物質で、有害なものもあれば、アレルギー症状を引き起こすものもあります。香りが引き金となって、片頭痛・喘息・化学物質過敏症患者、発達障がい・感覚過敏者、抗がん剤治療者、妊婦等は、頭痛、咳き込み、吐き気、意識障害などの健康被害を受けることもあります。そのため、こうした人々は、香りの空間演出をされた公的な場所を無条件に安心して利用することが出来ません。つまり、香りの空間演出は、こうした人々を排除する行為となるのです。

交通の中枢の品川駅は、上述の方々が通院時に利用する場合があります、待合室を利用しようとして体調不良に陥ったり、待合室で休養できなかつたりすることは、死活問題ともなりえます。

香りが社会的障壁（バリア）となり、公共交通機関の施設利用サービスが受けられない人々が存在する状態は、共生社会実現を目指している障害者差別解消法の趣旨に反しています。香りの空間演出は障害者差別解消法に抵触する行為であることをご認識頂きたく思います。2024年2月に内閣府が国会で答弁しているように、香害問題は障害者差別解消法、バリアフリーの観点から扱われるべきもので、人権に関わるものなのです。（*2）

また、香害を訴える声が多いことから、2021年8月に、消費者庁など5省庁連名で、香りへの配慮を促すポスターが作成され、2023年以降は、国土交通省からも地方運輸局等を通じ、関連事業者に当該ポスターの情報提供をしており、貴社にも周知されているものと存じます。それにもかかわらず、駅待合室での香りの空間演出を行うことは理解に苦しみます。（*3）

2022年2月28日の参議院予算委員会では、当時の岸田文雄総理も「公的場所での香りへの配慮を促していく」との国会答弁をしています。（*4）

最近の厚生労働省研究班の報告書によれば、化学物質過敏症状を訴える人の70%が、症状発現のきっかけが、柔軟剤、洗剤、除菌剤等の香り（臭気）であり、生活衛生上、香料の使用は十分に考慮される必要があると考えられた、と結論づけています。（*5）

更に申せば、今回使用するJR東海オリジナルアロマの主要成分であるピネンとリモネンは、酸化するとホルムアルデヒドに変化するとされる化学物質です。厚生労働省の「科学的根拠に基づくシックハウス症候群に関する相談マニュアル（改訂新版）」においても、シックハウス症状を招く原因物質として名前が挙げられている、健康被害を招きやすい成分なのです。（*6）

また、多くの人乗り合わせる公共交通機関では、密閉された乗物内の空間に充満する、香りを含む様々な揮発性有機化合物によって、特定の疾患を持つ人に限らずとも、健康影響を受けやすくなります。乗客と運行の安全、及び、香りのマナーの観点からも、公共交通機関の利用時には、香りの持ち込みなどを控えるべきです。乗車直前に駅待合室で香りをまとうことになる、香りの空間演出が適切とは思えません。

以上のように、駅待合室という公的なスペースでの香りの空間演出は、バリアフリー・健康影響の観点から、避けるべきものであると考えます。香りの空間演出は、受動喫煙と同じく、意図せずとも他者を傷つける行為になるというご認識をお持ちいただきたく思います。つきましては、現在実施中の香りの空間演出の即時中止、並びに、今後、同様の企画をなさらぬよう、ご勘案をお願いしたく、ここに意見書を提出いたします。

以上

<参考>

*1 「関西国際空港のラウンジ2か所で香り演出の実証実験を実施」（PRTIMES 2024年9月6日）

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000064.000094621.html>



「96に発表しました香り演出実証実験について」（関西イノベーションセンターHP）

<https://www.muic-kansai.jp/news/96.html>



*2 第213回国会 衆議院 予算委員会第五分科会 第1号 令和6年2月27日、高橋千鶴子議員による国会質疑（会議録 発言No.308~332）

<https://kokkai.ndl.go.jp/bxt/121305267X00120240227>



*3 香りへの配慮啓発ポスター「その香り困っている人もいます」

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/034017/>



*4 第208国会 参議院 予算委員会 第4号 令和4年2月28日、杉久武議員による国会質疑（会議録 No.353）

<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120815261X00420220228¤t=1>



*5 厚生労働科学研究「種々の症状を呈する難治性疾患における中枢神経感作の役割の解明と患者ケアの向上を目指した複数疾患領域統合多施設共同疫学研究」代表者：獨協医科大学 小橋元（令和4年度）

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/163139>



分担研究報告書「化学物質過敏症候群患者の中枢感作検証」千葉大学 坂部貢

https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202211048A-buntan8.pdf



*6 厚生労働省研究班「科学的根拠に基づくシックハウス症候群に関する相談マニュアル（改訂新版）」P37

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000155147.pdf>



<問い合わせ先：カナリア・ネットワーク全国>

<https://canary-network.org/member/contact/>

